



# 鋸南町宿泊税制度（案） について

令和8年6月  
鋸南町  
税務住民課、地域振興課



- 1 はじめに
- 2 宿泊税とは
- 3 なぜ宿泊税が必要か
- 4 宿泊税の制度概要
- 5 宿泊税の使い道（使途）
- 6 今後のスケジュール



鋸南町では、観光業は重要な産業の一つであり、地域経済の活性化や雇用の創出に大きく寄与していますが、一方で、少子高齢化や人口減少に伴い、国からの地方交付税や税収の減少が懸念されています。

このため、本町では町の将来を見据えた持続可能な観光施策の推進や観光財源の安定的な整備を目的とした行政需要に対応するため、宿泊税の導入について検討を開始しました。

この検討にあたっては、「鋸南町宿泊税検討委員会」及び「鋸南町観光振興検討委員会」を設置し、宿泊税の必要性、制度設計、用途等について多角的な視点から協議を重ねてきました。

この度、検討委員会から検討結果報告書が提出されたことを受け、本町における宿泊税制度（案）について、町民の皆さまからのご意見を募集します。



### 宿泊税とは

宿泊税とは、宿泊者が宿泊施設に宿泊する際に課される法定外目的税で、主に観光地の財政支援や観光施設の整備に充てられる地方税です。国内では東京都の宿泊税導入を皮切りに 45 自治体（令和8年6月現在）が宿泊税の導入・決定をしています。

### 法定外目的税とは

法定外目的税とは、地方税法にあらかじめ定められていない税目（法定外税）で、かつ使い道を特定して課す税金のことです。



### 新たな観光財源の必要性

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域経済を活性化させるためにも観光振興を図ることは重要です。

そのため、少子高齢化や人口減少により税収の減少が見込まれる中、安定的かつ持続可能な財源を確保し、観光振興を図ることは、町内消費の拡大や関連産業など、多岐にわたって本町経済の活性化に寄与することが期待できます。

### 観光振興のための財源の確保策

地方自治体における自主財源の確保策としては、地方税（法定外目的税）が最も安定して財源の確保が可能であり、課税の対象となりうる観光行動として、「宿泊行為」は他の観光行動と比較して課税対象者の捕捉が容易です。

また、宿泊客は様々な行政サービスを受ける機会が多いことから、観光振興の費用を来訪者に少し負担していただくことは、合理性があるといえます。

## 4 宿泊税の制度概要



項目	内容
名称	鋸南町宿泊税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税
課税客体	町内に所在する次の施設又は住宅（以下、「宿泊施設」という。）への宿泊 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル又は簡易宿所に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅（民泊）
納税義務者	宿泊施設への宿泊者
課税標準	宿泊施設への宿泊数
税率	定額制 150円 ※千葉県は、定額制150円。町内宿泊者は、本町分と県分が課される
免税点	なし
課税免除	・教育旅行、部活動・認定地域クラブ活動に伴う宿泊 ①幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の幼児、児童、生徒、学生又はその引率者 ②保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）、認可外保育施設の満3歳以上の幼児又はその引率者 ③地方公共団体の長又は教育委員会からの認定を受けた認定地域クラブ活動に参加している生徒又はその引率者

## 4 宿泊税の制度概要



項目	内容
徴収方法	特別徴収 ※宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊者から宿泊税を徴収し、県へ申告納入
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者、その他宿泊税の徴収について便宜を有する者
申告納入期限	各月の初日から末日までの間の分を、翌月の末日までに申告納入 ※一定の要件を満たす場合、3カ月分まとめての申告納入を可能とする
特別徴収義務者 報奨金	申告納入期限内に納入した宿泊税の税額に対して2.5%を県より交付 (導入当初5年間は0.5%を加算して3.0%とし、全て納期内納入かつ全て電子申告の場合更に0.5%を加算して3.5%とする) ※別途、協力金を検討
罰則規定	帳簿の記載義務違反等に関する罪 納税管理人に係る不申告に関する過料
条例の見直し	条例施行後、2から3年を目途に検討
導入時期等	令和8年12月議会に条例案を上程し、令和10年9月の導入を目指す



### 宿泊税の税率

町内宿泊施設の宿泊者は、1泊1人あたり300円（鋸南町150円、千葉県150円）の宿泊税となります。

### 本町の収入見込額

本町の宿泊税に加え、千葉県の宿泊税の一部が市町村交付金として千葉県から宿泊者数と旅行者数に応じて交付されます。これらの収入を本町の取組に充当します。

独自課税の税率	想定税収※	県交付金	合計
150円	12,450,000円	8,977,000円	21,427,000円

※想定税収は令和5年宿泊者数（83,000人）により試算。



### 宿泊税の使途

宿泊税によって得られた財源は、本町の観光振興に寄与することを目的として、次に示す内容に基づき、優先度を十分に検討の上、必要と判断した事業に充当します。

また、実施を想定する事業（次ページ掲載）には、「鋸南町宿泊税検討委員会」や宿泊事業者との意見交換会を踏まえ、「鋸南町観光振興検討委員会」で検討を行いました。

なお、財源を活用した事業の内容と金額は毎年度公表します。

- (1) 効果的な誘客の推進
- (2) 景観・環境の維持・活用
- (3) 宿泊事業者への支援

## 5 宿泊税の使い道（使途）



### 実施を想定する事業

単位:千円

	内 容	事業費
(1)効果的な 誘客の推進	スマートフォンの位置情報などから収集された人流データを活用して観光客の属性や動態を把握することで、より効果的な施策の立案とプロモーションの展開を目指す	2,310
(2)景観・環境の 維持・活用	海沿いに宿泊施設が多く立地していることを踏まえ、海岸の維持(海岸清掃含む)をはじめ地域の景観づくりに取り組む	4,000
(3)宿泊事業者 への支援	①乳幼児や学生等へのクーポン券の配布 小規模、安価な宿泊施設での影響を考慮し、乳幼児や学生等への税額相当分のクーポン券の配布	6,000
	②宿泊事業者総合支援補助金 人材確保支援、キャッシュレス決済環境の整備、災害対策・危機管理、バリアフリー化などの施設整備など総合的に支援	5,000
	③特別徴収交付金 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者報奨金や協力金を交付	747
	④宿泊事業者を中心とした推進組織への支援 宿泊税の導入を契機として宿泊事業者が連携した取り組みを支援するため、推進組織へ補助金を交付	4,000
	合 計	22,057



令和8年 6月

パブリックコメントの実施

事業者向け説明会実施

令和8年12月

鋸南町宿泊税条例案の議会上程

法定外目的税「宿泊税」の新設について  
総務大臣に協議

導入準備（広報・周知期間等）

令和10年9月

鋸南町宿泊税導入予定

